

議案第99号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、市民部の所管する部分について

それでは、議案第99号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、市民部が所管する部分についてご説明いたします。

最初に、歳入でございます。

一般会計予算説明書の14ページをお願いします。

下段、款20繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節4文化観光振興基金繰入金は、ユネスコ「世界の記憶」登録を契機とした三井寺の智証大師関連文書のレプリカ等を製作するため、基金を活用するものです。

以上、歳入の説明といたします。

次に、歳出について、ご説明いたします。

18ページをお願いします。

上段、款2総務費、項1総務管理費、目25博物館費、説明欄1「博物館管理運営費」は、三井寺の智証大師関連文書のレプリカ等の制作、及び歴史博物館の監視カメラが故障したため、カメラ購入とその設置工事に要する経費であります。

歳出の説明は以上でございます。

以上、議案第99号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、市民部が所管する部分についてのご説明といたします。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。